

第6 県税制の状況等

1 県税制の状況

税 目	平成26年度	平成27年度
県民税	<p>1. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <p>ア 資本金等の額が1千万円以下等の法人 年額 20,000円 (年額 21,000円)</p> <p>イ 資本金等の額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000円 (年額 52,500円)</p> <p>ウ 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000円 (年額 136,500円)</p> <p>エ 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000円 (年額 567,000円)</p> <p>オ 資本金等の額が50億円を超え 100億円以下の法人 年額 800,000円 (年額 860,000円)</p> <p>カ 資本金等の額が100億円を超える法人 年額 800,000円 (年額 880,000円)</p> <p>平成24年4月1日～平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、均等割の標準税率に1,000円～80,000円（水と緑の森づくり税）を加算。 （ ）は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>(2) 法人税割 100分の5.8 ただし、資本金1億円以下でかつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 100分の5</p> <p>2. 個人</p> <p>(1) 均等割 2,000円 (うち500円は「水と緑の森づくり税」分)</p> <p>(2) 所得割</p> <p>ア 所得割（分離課税に係る所得割を除く。） 課税所得の4%</p> <p>イ 分離課税に係る所得割</p> <p>(ア) 退職所得 課税所得の4%</p> <p>(イ) 譲渡所得</p> <p>a 長期譲渡所得</p> <p>① 一般の長期譲渡所得 課税長期譲渡所得金額× 2.0%</p>	<p>1. 法人</p> <p>同 左</p> <p>(2) 法人税割 100分の4.0 ただし、資本金1億円以下でかつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 100分の3.2 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)</p> <p>同 左</p>

平成26年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率は条例を参照

税 目	平成26年度	平成27年度
県民税	<p>② 優良住宅地等に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2.0%</p> <p>③ 居住用財産に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額× 1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2.0%</p> <p>b 短期譲渡所得</p> <p>① ②以外の短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 3.6%</p> <p>② 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額× 2.0%</p> <p>(ウ) 事業所得等</p> <p>a 土地等に係る事業所得等</p> <p>① 土地等に係る課税事業所得等の金額× 4.8%</p> <p>② {(土地等に係る課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×通常税率-課税総所得金額×通常税率}×110%</p> <p>①、②のいずれか高い金額 (平成10年1月1日から平成29年3月31日までの譲渡所得等については、課税の特例は適用しない。)</p> <p>3. 利子割 支払を受けるべき利子等の額の100分の5</p> <p>4. 配当割 支払を受けるべき特定配当等の額の100分の5</p> <p>5. 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>

税 目	平成26年度	平成27年度
事業税	1. 法人（平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用）	1. 法人（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用）
	(1) 電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の 100分の0.7 (2) その他の事業を行う法人 ア 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の2.7 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の 100分の3.6 イ 外形標準課税が適用される法人(資本金1億円超) 付加価値額の 100分の0.48 資本等の金額の 100分の0.2 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の1.5 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の2.2 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の2.9 ウ その他の法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の2.7 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の4 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の5.3 (3) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対するの所得に係る税率は、上記によらず、特別法人にあつては 100分の3.6 外形標準課税適用法人にあつては 100分の2.9 その他の法人にあつて 100分の5.3 2. 個人 (1) 第1種事業 事業の所得の 100分の5 (2) 第2種事業 事業の所得の 100分の4 (3) 第3種事業 ((4)のものを除く。) 事業の所得の 100分の5 (4) 第3種事業のうち、あんま、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業 事業の所得の 100分の3	(1) 同左 収入金額の100分の9 (2) 同左 ア 同左 100分の3.4 100分の4.6 イ 同左 100分の0.72 100分の0.3 100分の1.6 100分の2.3 100分の3.1 ウ 同左 100分の3.4 100分の5.1 100分の6.7 (3) 同左 100分の4.6 100分の3.1 100分の6.7 同 左
地方消費税	消費税額の63分の17	同 左

平成26年3月31日以前に開始する事業年度に適用される税率は条例を参照

税 目	平成26年度			平成27年度	
不動産取得税	課税標準額の 100分の4 ただし、不動産の取得時期によって次の特例税率となる			同	左
	取得時期	土地	家屋		
			住宅	住宅以外	
	15. 4. 1-18. 3. 31	3%	3%	3%	
	18. 4. 1-20. 3. 31	3%	3%	3. 5%	
	20. 4. 1-30. 3. 31	3%	3%	4%	
県たばこ税	旧3級品以外の税率	1,000本につき	860円	同	左
	旧3級品の税率	1,000本につき	411円		
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の等級ごとの税率			同	左
	1級	1人1日につき	1,160円		
	2級	〃	1,090円		
	3級	〃	1,020円		
	4級	〃	950円		
	5級	〃	870円		
	6級	〃	800円		
	7級	〃	730円		
	8級	〃	650円		
	9級	〃	580円		
自動車税	標準税率			同	左
	区 分	(年額円)	(年額円)		
		営業用	自家用		
	総排気量				
	1ℓ以下電気自動車	7,500	29,500		
	1ℓ超1.5ℓ以下	8,500	34,500		
	1.5ℓ超2ℓ以下	9,500	39,500		
	2ℓ超2.5ℓ以下	13,800	45,000		
	2.5ℓ超3ℓ以下	15,700	51,000		
	3ℓ超3.5ℓ以下	17,900	58,000		
	3.5ℓ超4ℓ以下	20,500	66,500		
	4ℓ超4.5ℓ以下	23,600	76,500		
	4.5ℓ超6ℓ以下	27,200	88,000		
	6ℓ超	40,700	111,000		
	ト	最大積載量 1t以下	6,500	8,000	
	ラ	1t超2t以下	9,000	11,500	
	ッ	2t超3t以下	12,000	16,000	
	ク	3t超4t以下	15,000	20,500	
	(タ	4t超5t以下	18,500	25,500	
	ン	5t超6t以下	22,000	30,000	
	ク	6t超7t以下	25,500	35,000	
	車	7t超8t以下	29,500	40,500	
	を	8t超	1t増毎	1t増毎	
	含		に4,700円	に6,300円	
	む		加算	加算	

税目	平成26年度			平成27年度
	区分	(年額円) 営業用	(年額円) 自家用	
自動車税	貨客兼用車	総排気量10以下 1t以下	10,200	13,200
		1t超 2t以下	12,700	16,700
		総排気量10超1.50以下 1t以下	11,200	14,300
		1t超 2t以下	13,700	17,800
		総排気量1.50超 1t以下	12,800	16,000
		1t超 2t以下	15,300	19,500
	けん引車	普通自動車	15,100	20,600
		小型自動車	7,500	10,200
	被けん引車	普通最大積載量8t以下 8t超	7,500 1t増毎 に3,800円 加算	10,200 1t増毎 に5,100円 加算
		小型自動車	3,900	5,300
バス	乗車定員30人以下 一 般 乗 合 用 70人超80人以下 80人超	12,000	/	
		30人超40人以下		14,500
40人超50人以下		17,500		
50人超60人以下		20,000		
60人超70人以下		22,500		
70人超80人以下		25,500		
その他	乗車定員30人以下	26,500	33,000	
	30人超40人以下	32,000	41,000	
	40人超50人以下	38,000	49,000	
	50人超60人以下	44,000	57,000	
	60人超70人以下	50,500	65,500	
	70人超80人以下 80人超	57,000 64,000	74,000 83,000	

税 目	平成26年度				平成27年度														
自動車税	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用															
	靈 き ゆ う 車	普通自動車	12,100	16,400															
		小型自動車	7,200	9,900															
	特 殊 用 途 車 (タ ン ク 車 除 く)	キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量10以下			23,600													
			10超1.50以下			27,600													
			1.50超20以下			31,600													
			20超2.50以下			36,000													
			2.50超30以下			40,800													
			30超3.50以下			46,400													
			3.50超40以下			53,200													
40超4.50以下			61,200																
そ の 他	普通自動車	20,400	27,700																
	小型自動車	9,500	13,000																
三 輪 車	小型自動車		4,500	6,000															
※ ローターエンジン車は、作動室総容積×1.5に相当する総排気量の税率が適用される。																			
※ 学校の通学用バスの税率の特例 自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、次のとおり																			
<table border="0"> <tr> <td>乗車定員が30人以下のもの</td> <td>年額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が30人を越え40人以下のもの</td> <td>年額 14,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が40人を越え50人以下のもの</td> <td>年額 17,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が50人を越え60人以下のもの</td> <td>年額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が60人を越え70人以下のもの</td> <td>年額 22,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が70人を越え80人以下のもの</td> <td>年額 25,500円</td> </tr> <tr> <td>乗車定員が80人を越えるもの</td> <td>年額 29,000円</td> </tr> </table>						乗車定員が30人以下のもの	年額 12,000円	乗車定員が30人を越え40人以下のもの	年額 14,500円	乗車定員が40人を越え50人以下のもの	年額 17,500円	乗車定員が50人を越え60人以下のもの	年額 20,000円	乗車定員が60人を越え70人以下のもの	年額 22,500円	乗車定員が70人を越え80人以下のもの	年額 25,500円	乗車定員が80人を越えるもの	年額 29,000円
乗車定員が30人以下のもの	年額 12,000円																		
乗車定員が30人を越え40人以下のもの	年額 14,500円																		
乗車定員が40人を越え50人以下のもの	年額 17,500円																		
乗車定員が50人を越え60人以下のもの	年額 20,000円																		
乗車定員が60人を越え70人以下のもの	年額 22,500円																		
乗車定員が70人を越え80人以下のもの	年額 25,500円																		
乗車定員が80人を越えるもの	年額 29,000円																		

税 目	平成26年度	平成27年度																												
自動車税	<p>グリーン化税制</p> <p>1 環境負荷の小さい自動車 平成 25 年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税を軽減</p> <table border="1" data-bbox="392 405 876 759"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気 天然ガス プラグインハイブリッド車</td> <td rowspan="2">約 50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> </tr> <tr> <td>「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> <td rowspan="2">約 25% 軽減</td> </tr> <tr> <td>「平成 27 年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・新低排出ガス★★★★とは、最新排出ガス規制値(平成 17 年基準)より有害物質を 75%以上低減させたもの</p> <p>2 環境負荷の大きい自動車 新車新規登録から次の年数を超えている自動車について、その翌年度から重課</p> <table border="1" data-bbox="368 1108 900 1274"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車</td> <td>約 1 0%</td> </tr> <tr> <td>新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車</td> <td>重課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く</p>	対 象 車	措 置	電気 天然ガス プラグインハイブリッド車	約 50% 軽減	「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	約 25% 軽減	「平成 27 年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	対 象 車	措 置	新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車	約 1 0%	新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車	重課	<p>グリーン化税制</p> <p>1 環境負荷の小さい自動車 平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税を軽減</p> <table border="1" data-bbox="932 459 1415 813"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気 天然ガス プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車</td> <td rowspan="2">約 75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準達成)</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準未達成)</td> <td rowspan="2">約 50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ★★★★★とは、最新排出ガス規制値(平成 17 年基準)より有害物質を 75%以上低減させたもの</p> <p>2 環境負荷の大きい自動車 新車新規登録から次の年数を超えている自動車について、その翌年度から重課</p> <table border="1" data-bbox="948 1108 1399 1274"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車</td> <td>約 15%</td> </tr> <tr> <td>新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車</td> <td>重課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く (注2) バス(一般乗合用を除く)、トラック(被けん引車を除く)については、約10%重課</p>	対 象 車	措 置	電気 天然ガス プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	約 75% 軽減	★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準達成)	★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準未達成)	約 50% 軽減	★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	対 象 車	措 置	新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車	約 15%	新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車	重課
対 象 車	措 置																													
電気 天然ガス プラグインハイブリッド車	約 50% 軽減																													
「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」																														
「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」	約 25% 軽減																													
「平成 27 年度燃費基準達成車」かつ「新低排出ガス★★★★認定車」																														
対 象 車	措 置																													
新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車	約 1 0%																													
新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車	重課																													
対 象 車	措 置																													
電気 天然ガス プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	約 75% 軽減																													
★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準達成)																														
★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 (平成 32 年度燃費基準未達成)	約 50% 軽減																													
★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車																														
対 象 車	措 置																													
新車登録から 1 1 年を超えているディーゼル車	約 15%																													
新車登録から 1 3 年を超えているガソリン車、LPG車	重課																													
鉱区税	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">総排気量、最大積載量等に応じた税額については、条例参照</div>																													
	<p>1. 砂鉱を目的としないもの</p> <p>(1) 試掘鉱区</p> <p>ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100アールごとに 年額 イの2/3</p> <p>イ その他の鉱区 面積 100アールごとに 年額 200円</p> <p>(2) 採掘鉱区</p> <p>ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積 100アールごとに 年額 イの2/3</p>	同 左																												

税 目	平成26年度	平成27年度
鉦区税	イ その他の鉦区 面積 100アールごとに 年額 400円	
	2. 砂鉦を目的とするもの 面積 100アールごとに 年額 200円	同 左
狩猟税	1. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円	同 左
	2. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 11,000円	同 左
	3. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円	同 左
	4. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 5,500円	同 左
	5. 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	同 左
	※平成28年3月31日まで対象鳥獣捕獲員の場合、それぞれの区分の1/2の税率	※平成31年3月31日まで ・対象鳥獣捕獲員は非課税 ・申請日1年以内に許可捕獲をした者及び従事した者は税率2分の1 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は非課税
県固定資産税	大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 100分の1.4	同 左
自動車取得税	自動車 自家用 100分の3 営業用 100分の2 軽自動車 100分の2	同 左
軽油引取税	1キロリットルにつき 32,100円	同 左

2 県税の電算処理状況

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
法人県民税 法人事業税 (S46.4)	法人から提出された各種の申告書及び更正決定決議書等を毎月入力し、当該月調定に係る法人別内訳書と月報を作成する。累積された課税マスターから課税状況等の統計表を作成する。 また、法人管理マスター及び見込納付マスターにより、申告書・納付書のプレプリントや課税台帳を作成する。	1. 申告書、更正決定決議書 2. 利子割都道府県別明細書 3. 設立等申告書 4. 見込納付入力	随時 〃 〃 〃	1. 法人別内訳書 2. 調定月報 3. 各種月報資料 4. 申告書発送一覧 5. 申告書・納付書 6. 期限後・不申告一覧 7. 課税状況調査資料 8. 更正決定通知書	毎月 〃 〃 〃 〃 〃 4月 随時
(H1.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.1)	(電子申告に対応)				
(H21.4)	(地方法人特別税導入に関する対応)				
(H24.8)	(電子申請・届出に対応)				
個人事業税 (S49.4)	7月の定期課税、随時課税にかかる納税通知書、調定内訳書、課税月報等を作成する。累積された課税状況等の調査資料を作成する。	1. 基本報告書 2. 申告書 3. 更正連絡票 4. 減免額連絡票	5月 随時 〃 〃	1. 納税通知書兼領収書 2. 領収済控 3. 領収済通知書 4. 調定(減免)内訳書 5. 調定月報 6. 賦課一覧 7. 課税状況等調査資料 8. 地方交付税調査資料	8月 随時 〃 〃 〃 〃 4,10月 4月
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H23.1)	(所得税確定申告書等データ連携(国税連携)に対応)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
自動車税 (S45. 4)	(賦課事務) 富山運輸支局が入手する自動車登録及び車検情報を地方公共団体情報システム機構経由でデータの提供を受け、これを自動車税申告書による異動データと突き合わせて課税マスターの作成更新を行い、このマスターに基づき納税通知書等の各種帳票を作成する。	1. 分配テープ 2. 申告書 (1) 新規 (2) 移転・変更	毎日 "	1. 納税通知書 2. 納付書兼領収証書 3. 領収済通知書 4. 調定決議書 5. 調定月報 6. 増減一覧 7. 地方交付税調査資料 8. 課税状況調査資料	4月 " " " 随時 随時 4月 6月
(S48. 10)	(収納管理事務) OCR活字で印刷された領収済通知書を磁気テープにし、これにより、消込を行い、督促状の発行、決算資料の作成等を行う。				
(S61. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税、収納状況の照会及び各種のデータの入力、納税証明書の発行事務を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
自動車 取得税 (H2. 4)	自動車取得税申告書の分類集計 (オンラインシステム稼働) 課税標準及び税額の照会を行う。	1. 申告書(新規) 2. 申告書(移転変更) 3. 申告書(軽)	毎日 " "	1. 月報 2. 課税標準段階別課税状況調 (新車) 3. 課税標準段階別課税状況調 (中古車)	毎月 " "
(H16. 4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
ゴルフ場利 用税・軽油 引取税 (S57. 8)	(課税事務) 申告書及び納付書に業者名 等を印字し、業者へ配布する。 業者から提出される申告書 及び登録申請書等を入力し調 定決議書及び調定内訳書等 を作成する。 累積された申告書から課税 状況等の統計表を作成する。	1. 登録申請書 2. 申告書 3. 更正決定連絡票	毎月 " "	1. 調定決議書 2. 調定内訳書 3. 不申告加算金決定通知書・ 納付書 4. 申告催告書 5. 申告書・納付書 6. 報償金一覧	毎月 " " " 8・2月 8・2月
(H3. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム 開発時に構築稼働)				
不動産 取得税 原始 (S59. 7)	(原始及び承継取得課税事務) 固定資産税賦課用磁気テー プや市町村及び登記所から収 集した賦課資料を入力して納 税通知書等の各種帳票を作成 する。 累積された課税マスターか ら課税状況等の統計表を作成 する。	1. 課税マスター入力票(原 始) 2. 課税マスター入力票(承 継)	毎月 "	1. プルーフリスト 2. 納税通知書 3. 課税台帳 4. 課税資料一覧表 5. 納税者照会用はがき 6. 調定内訳書 7. 課税状況調	毎月 " " " " " 5月
承継 (S61. 4)					
(H3. 7)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力時 期
県民税利子 割 (S63.4) (H2.4)	指定金融機関で作成した申告書データを利用し、修正、更正・決定データとあわせて当該月調定に係る課税台帳、調定伺等を作成する。 累積された課税マスターから課税状況調等の統計表を作成する。 (オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。	1. 領済テープ(申告書データ) 2. 更正・決定決議書 3. 設立申請書・廃止届登録用紙	毎日 毎月 随時	1. 調定内訳書 2. 課税台帳 3. 調定伺 4. 期限後・不申告一覧 5. 税額一覧 6. 支払額一覧 7. 課税状況調査資料 8. 登録台帳 9. 申告書	毎月 // // 随時 // // 6月 随時 3月
県民税配当 割、県民税 株式等譲渡 所得割 (H16.1) (H16.4)	(県民税配当割、県民税株式譲渡所得割については、新税務オンラインシステムから対応) (新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
諸 税 (H3.4) (H16.4)	(オンラインシステム稼働) 個人県民税、県たばこ税、鉦区税等の課税情報データの入力を行う。 (新税務オンラインシステムに再構築稼働)	1. 調定決議書 2. 申告書	随時 //	1. 調定伺 2. 課税状況調 3. 県税徴収状況報告書 4. 県税決算書 5. 課税状況調	毎月 // // 6月 //

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
収納共通 (S58.4)	(収納事務) 指定金融機関からの領済データを利用し、各税の消込を行うとともに、管理・徴収関係の諸帳票を入力することにより、収入報告書、督促状等を作成する。	1. 領済テープ 2. 還付申請書	毎日 随時	1. 収入日計表 2. 消込保留・消込過誤納一覧 3. 県税等収入報告書 4. 収入状況表 5. 督促状・滞納金整理票 6. 還付通知書・還付確定一覧表	毎日 〃 毎月 〃 〃 〃
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 端末機から収納情報の照会及び各種データの入力を行う。 ・システムの取扱税目 個人事業税、 不動産取得税、 利子割県民税、 法人二税、間税三税、 諸税 ・全税目の名寄せが可能				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.4)	コンビニ納付に対応（自動車税定期賦課分）				
(H23.4)	コンビニ納付に対応（自動車税督促状分）				
債権管理 (S58.4)	(収納共通の一部として稼働)				
(H16.4)	(新税務オンラインシステム開発時に収納共通より分離して再構築稼働) 端末機から滞納状況の照会及び差押等の滞納処分状況の入力を行う。 滞納者一覧表、催告状、徴収状況報告書等の債権管理関係帳票を作成する。	1. 各種滞納処分決議書 2. 徴収・換価猶予決議書	随時 〃	1. 徴収状況報告書 2. 不納欠損処理報告書 3. 滞納者一覧表 4. 催告状 5. 差押通知書	毎月 〃 〃 随時 〃

